

気鋭の専門家が語る
ディスクロージャー & IRの最前線

Disclosure & IR Vol.29

● 2024年5月15日(水)最新号発行 ●

気鋭の専門家が語る
ディスクロージャー & IRの最前線



2024.5 No.29

Disclosure & IR



Disclosure & IR 誌は、総務、経理、IRなど、企業の情報開示を担う各ご担当者様をサポートする最新情報を満載したディスクロージャー専門誌として年4回刊行しています。

一部書店でも販売しておりますが、TAKARA&COMPANYグループのお客様には無料でご提供させていただいておりますので、弊社担当営業にお申し付けください。

また、e-Disclosure Club Premium会員の方は、e-Disclosure Club WEBサイトからも無料でお読みいただけますので、ぜひご活用ください。

Disclosure & IR Vol.29 Contents

Disclosure Watch

◆金商法◆

- ◎ディスクロージャー制度論 (第6講)
- ◎分配可能額規制遵守のための取組み
- ◎気候関連事項が財務諸表の開示に及ぼす影響
- ◎人的資本経営に関連したイノベーション人材
- ◎英文財務諸表の開示事例分析
- ◎TPM上場時の監査報酬に関する調査

◆会計・監査◆

- ◎サステナビリティ非財務情報開示
- ◎大手監査法人のパーパス経営
- ◎IFRSに関するコメント・レター分析
- ◎IFRS離脱規定の実際

◆会社法・企業法務◆

- ◎バーチャルオンリー株主総会
- ◎株主総会における株主の権利行使
- ◎イギリスにおける取締役の会社債権者

◆IR◆

- ◎アナリストによる人的資本の視点
- ◎企業のディスクロージャーとアナリスト
- ◎内部通報制度の開示と人的資本経営
- ◎経産省のサステナビリティ関連データ
- ◎資本収益性と資本コストとPBR
- ◎SSBJによるサステナビリティ開示基準

◆取引所◆

- ◎特設注意市場銘柄制度の見直しについて
- ◎取締役のスキル・マトリックス
- ◎日米上場実務の比較から見える米国NASDAQの可能性

◆コラム◆

- ◎Disclosure Column

金商法

ディスクロージャー制度論（第6講）

株式会社宝印刷 D & I R 研究所顧問 平松 朗

第5講に続き、金融商品取引法の基礎概念のうち、募集・売出し概念を取り上げます。募集・売出し概念は、金融商品取引法下のディスクロージャー制度の適用範囲を画する重要な概念のひとつです。開示規制だけでなく業規制、行為規制、不公正取引規制などの各種制度の根幹を構成する概念でもあります。本稿では主に金融商品取引法第2条第4項の売出し概念について解説します。また、発行者概念、さらに募集・売出し概念から派生した特定組織再編成概念についても解説します。

分配可能額規制遵守のための取組みに関する一考察

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士・公認会計士 中村 慎二

会社法上の分配可能額規制にうっかり違反するリスクを防止するため、制度の基本的理解は重要である。特に、分配可能額を減少させる重要な要因（保有株式の含み損等）を正しく理解しておきたい。実務上、四半期決算に用いた決算情報を用いて分配可能額を計算しようとすると思いがけず計算を誤ることが多い。本稿ではその原因を分析するとともに四半期データを用いた簡便的な四半期ベースの分配可能額の把握の手法を紹介したい。

気候関連事項が財務諸表の開示に及ぼす影響について

公認会計士 小林 央子

本稿では、2023年3月期の有価証券報告書を対象として、気候関連事項が連結財務諸表（注記を含む）の開示にどのような影響を及ぼすかについて調査しました。

人的資本経営に関連したイノベーション人材についての考察

株式会社宝印刷 D & I R 研究所 主任研究員 公認会計士 綿貫 吉直

本稿は「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目の、人的資本に関する記載について「イノベーション」の観点から2023年3月期の有価証券報告書の開示状況を調査するとともに、イノベーション人材について考察したものである。

TOPIX100における英文財務諸表の開示事例分析

株式会社宝印刷 D & I R 研究所 主任研究員 公認会計士 川島 直樹

プライム市場の決算情報及び適時開示の英文開示を義務化する方針が公表されており、今後は開示内容の充実や対象書類の拡大も検討されています。それを踏まえて、TOPIX100（2024年3月現在）の3月末決算会社（80社）を調査対象として、2023年3月期のアニュアルレポート、英文財務諸表等がどのように開示されているか調査しています。

TPM上場時の監査報酬に関する調査

宝印刷株式会社 研究一部開示支援課 兼 IFRS支援課 兼 J-Adviser室 主任 小峰 智早
宝印刷株式会社 研究一部開示支援課 兼 J-Adviser室 西山 一輝

本稿では、本誌2024年2月号「TPMへの上場とその活用」に関連して、TPMに関する調査として、最近のTPM新規上場企業の地盤地域、業種等の属性を調べるとともに、昨今の新規上場の現場における監査法人選定の困難さを念頭に置き、選任した監査法人、監査報酬の金額等について調査した。

会計・監査

サステナビリティ非財務情報開示の進展と、改めて問われる「マテリアリティ（重要性）」の重み

一般社団法人環境金融研究機構代表理事 藤井 良広

IFRSの国際サステナビリティ審議会（ISSB）の気候・サステナビリティ開示基準が施行され、非財務領域での情報開示のルール化は新たな局面に入っている。財務・非財務両面での情報開示をルール化するうえで、どの情報を、どう開示するかという実務的な論点が課題となる。「マテリアリティ（重要性）」の評価だ。この点で、ISSBは企業価値への影響を重視するシングル・マテリアリティの視点だが、欧州連合（EU）はダブル・マテリアリティの視点であり、両者の調整が改めて問われている。米証券取引委員会（SEC）が開示した気候情報開示規則は訴訟に持ち込まれ、そこでの論点もマテリアリティになりそうだ。

大手監査法人のパーパス経営を巡る論理と課題

文教大学経営学部准教授・公認会計士 首藤 洋志

パーパス（存在意義）を重視する企業は業績がよくなり、優秀な人材を惹きつけることができることを示した先行研究がある。本稿では、大手監査法人のパーパスに焦点を当て、経営学及び心理学の先行研究を手がかりに、組織と個人のパーパスの関連性を探る。検討の結果、言語として可視化された大手監査法人（組織）のパーパスには、公認会計士（個人）の情熱を呼び起こし、（組織の）仕事や社会的存在意義を（個人の）志や使命と共鳴させる重大な役割が期待されていることが示唆された。

中小企業向けIFRSに関するコメント・レター分析—公開草案『中小企業向けIFR（第3版）』の公表をめぐって—

日本大学 教授 林 健治

国際会計基準審議会（IASB）は2022年9月に、中小企業向けIFRS（第3版）の公開草案を公表し、2023年3月7日を期限にコメント・レターを募集した。小稿では、本公開草案の要諦を示し、金融資産の減損処理案に関する会計基準設定主体のコメント・レターなどを分析している。

IFRS離脱規定の実際

公認会計士 安部 加奈子

IFRSには離脱規定があります。しかし離脱規定の実例は、ほとんど見ることはありません。そこで、実際に離脱規定が適用された実例を二つ紹介いたします。

一つ目のHSBCは、離脱規定を適用し、IFRSの改正をあたかも先行して適用したような会計処理を行いました。二つ目のソシエテ・ジェネラルは、トレーダーの不正取引によって多額の損失が発生した際に、当該損失の処理に離脱規定を適用しています。

会社法・企業法務

バーチャルオンリー株主総会における株主との建設的な対話

株式会社ICJ エンゲージメントソリューション部 統括マネージャー 山中 孝太郎

2021年6月16日に公布された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社は「場所の定めのない株主総会」、いわゆるバーチャルオンリー株主総会の開催が可能となっている。日本でバーチャルオンリー株主総会の開催が可能となってから2年以上が経過し、バーチャルオンリー株主総会の開催を検討する上場会社も増えてきていることから、バーチャルオンリー株主総会の動向と展望を述べることにしたい。

株主総会における株主の権利行使に関する「環境の整備」等について

～障害者差別解消法の改正を契機として～

三菱UFJ信託銀行法人コンサルティング部付部長 中川 雅博

2024年4月1日に障害者差別解消法が改正され、事業者には「合理的配慮の提供」が義務付けられている。これを契機として、障害を持つ株主に限らず、すべての株主が株主総会に参加しやすくなるよう環境の整備等にあらためて取り組むことが考えられる。

Sequana最高裁判決を踏まえたイギリスにおける取締役の会社債権者の利益に考慮すべき義務〔上〕

東海大学法学部 准教授 小林 史治

2022年10月、イギリスの最高裁は初めて、Sequana最高裁判決において、取締役には課される会社債権者の利益に対して考慮すべき義務について判断を示した。そこで、本稿では、当該義務が発展してきたコモンウェルス諸国を含む判例法を概観し、制定法であるイギリスの2006年会社法172条に触れた上で、同国の会社債権者の利益に対して考慮すべき義務について若干の考察を行う。

企業調査アナリストによる人的資本の視点

大和アセットマネジメント 渡辺 勇仁

人的資本は他の経営基盤との結びつきが強い中核的な資本であるとの意義を整理したうえで、企業調査アナリストによる人的資本評価について考察し、「従業員エンゲージメントサーベイ」に関する企業の開示とそれを契機とした対話・エンゲージメントが有効ではないかとの見方を示す。企業価値に極めて大きな影響を与えるが、その測定・評価が難しいこともまた大きな特徴である人的資本について、活発な対話・エンゲージメントを通じて、人的資本の適切な測定・評価を行い、それが企業による適切な人的資本投資を促すことを展望する。

企業のディスクロージャーとアナリスト

明治大学 商学部 奈良 沙織

アナリストは情報の生成・伝達、経営者のモニタリングの役割を担うが、日本ではアナリスト・カバレッジが少ないという問題がある。本稿は、アナリストに関する学術研究をベースに企業のディスクロージャーがアナリストに与える影響を明らかにし、そこからアナリストへ向けた情報開示のあり方について検討する。さらに、近年注目されているサステナビリティ情報とアナリストに関する主要な研究についても紹介する。

内部通報制度の開示と人的資本経営～消費者庁による2024年調査結果も踏まえて

鈴木総合法律事務所 弁護士 鈴木 仁史

内部通報制度は企業のコンプライアンス体制推進の観点から重要であるが、単なるカタチ（形式的な制度）の整備では十分でなく、いかに利用者の信頼および実効性を高めるかが重要である。また、2023年に有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が義務化されたが、内部通報制度は労働者の心理的安全性や人的資本経営の観点からも重要であり、今後、投資家等外部にも積極的に開示することが想定される。

そこで、本稿においては、消費者庁が2024年2月と3月に公表した調査結果も踏まえ、内部通報制度の開示と人的資本経営についてとりあげる。

経産省のサステナビリティ関連データに関する報告書から読み解く、データ活用のススメと今後の課題

株式会社野村総合研究所 上級研究員 三井 千絵

経済産業省は2022年12月「サステナブルな企業価値創造に向けたサステナビリティ関連データの効率的な収集と戦略的活用に関するワーキンググループ」を立ち上げ、昨夏に中間整理を発表した。サステナビリティ関連データはいまだ収集も開示も手間がかかり、これを負担と感じている企業は少なくないだろう。しかし今多くの企業は、気候変動や環境、人権などビジネスに影響を与える様々ながつてない課題と向かい合っている。サステナビリティ関連データを開示目的ではなく、事業への活用目的で収集することは、企業自身のサステナビリティに貢献し、さらにはその企業価値を向上させるだろう。

資本収益性と資本コストとPBRの理論的・統計学的な関係に基づく投資家との対話方法

ジェイ・フェニックス・リサーチ株式会社 代表取締役 CFA 宮下 修

東京証券取引所が2023年3月に上場企業に対して「資本コストや株価を意識した経営」について取り組みの要請を行って以来、資本収益性と資本コストとPBR（Price book value ratio、株価純資産倍率）の関係への関心が高まっている。本稿では、「資本コストや株価を意識した経営」の実践のために有用な、資本収益性と資本コストとPBRの関係に関する理論的な体系、統計学的な現状分析手法、その結果に基づく計画策定及び、投資家とのコミュニケーションへの応用方法について説明する。

SSBJによるサステナビリティ開示基準の公開草案の概要について

公認会計士 黒崎 進之介

東京証券取引所が2023年3月に上場企業に対して「資本コストや株価を意識した経営」について取り組みの要請を行って以来、資本収益性と資本コストとPBR（Price book value ratio、株価純資産倍率）の関係への関心が高まっている。本稿では、「資本コストや株価を意識した経営」の実践のために有用な、資本収益性と資本コストとPBRの関係に関する理論的な体系、統計学的な現状分析手法、その結果に基づく計画策定及び、投資家とのコミュニケーションへの応用方法について説明する。

取引所

特設注意市場銘柄制度の見直しについて

公認会計士 事業創造大学院大学教授 鈴木 広樹

特設注意市場銘柄とは、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められる場合に指定されるものだが、その制度が見直され、2024年1月15日から新たな制度が施行されている。本稿では、その特設注意市場銘柄制度の見直しについて説明する。

取締役のスキル・マトリックスのクロス分析による実務への活用法

目白大学 准教授 高辻 成彦

2021年6月に東京証券取引所より示されたコーポレートガバナンス・コードの再改訂により、上場企業各社では取締役のスキル・マトリックスが導入された。本研究では、TOPIX500社を対象に取締役のスキル・マトリックスと資本コスト関連情報、マネジメント・アプローチ関連情報、業績（時価総額、売上高、純利益）をそれぞれクロス分析し、実務上の活用法を検討する。

日米上場実務の比較から見える米国NASDAQの可能性～グローバル化する上場・財務戦略～

川島崇公認会計士事務所 公認会計士／中小企業診断士 川島 崇

日本のスタートアップが、東証ではなく米国NASDAQへ上場する事例が近年急増し、これら先例が「上場と言えば東証」「米国上場なんて夢のまた夢」といったメンタルブロックを崩し、米国上場を選択肢の一つとして検討する企業が増加しています。本稿では、筆者が東証とNASDAQの両市場で、上場準備責任者としてプロジェクト（PJ）の立上げから上場にまで導いた実務経験を元に、米国上場への注目が高まる背景、米国上場の噂の真相やその落とし穴について解説します（上場後に関連する論点を一部含みます）。